

インターネット予約貸出サービス（北海道議会図書室受取）実施要領

（平成27年3月27日館長決定）

（平成27年11月8日改正）

（令和3年3月30日改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、北海道立図書館（以下「当館」という。）が実施するインターネット予約貸出サービスのうち、北海道議会図書室（以下「議会図書室」という。）で受け取ることのできるサービスの手続について定める。

（サービスの目的）

第2条 このサービスは、受取窓口を札幌市内に設置することにより、利用者の利便性の向上と利用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）申込者

インターネットによりシステムに直接予約をする個人をいう。

（2）予約資料

申込者が貸出しを希望する資料（図書・視聴覚資料等）をいう。

（3）インターネット予約申込

インターネットにより当館蔵書検索システムに直接予約申込を行うことをいう。

（登録の条件）

第4条 申込者がこのサービスを利用する場合は、次の要件を備えた上で別紙「北海道立図書館利用登録申込書」により登録しなければならない。

（1）道内在住のこと。

（2）申込者個人のメールアドレスを保有していること。

（3）当館の利用登録者であること。

（予約資料の利用条件）

第5条 利用条件は次のとおりとする。

（1）貸出期間は、貸出処理をした日から起算して15日以内とする。

（2）貸出点数は、1人10点以内とする。

（3）貸出しできる資料は、「北海道立図書館一般資料直接貸出要領」及び「北海道立図書館北方資料直接貸出要領」によるものとする。

（予約回送票の添付）

第6条 予約資料には、受取場所、利用者番号、資料名、資料ID等を記載した予約回送票を添付して発送するものとする。

（予約資料の発送及び返送）

第7条 予約資料の発送及び返送に係る費用は、当館が負担するものとする。

（予約資料の到着・割当て）

第8条 議会図書室に予約資料が到着した際、当館職員は予約回送票及び予約資料を確認し、割当てをするものとする。

(予約資料の取置き)

第9条 当館又は議会図書室の職員は、申込者に通知するメール送信日の翌日から起算して10日間（以下「取置期間」という。）を経過しても申込者が予約資料を受け取りに来ない場合は、当館に返送できるものとする。

(申込者への貸出し)

第10条 当館又は議会図書室の職員は、議会図書室において、申込者が提示する当館利用者カードと予約資料を確認した上で、予約資料を貸し出すものとする。

(弁償の責任)

第11条 申込者に起因する理由により、貸出資料を亡失・損傷した場合は、申込者は相当の現品又は代価をもって弁償するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月17日から施行する

附 則

この要領は、令和3年3月30日から施行する